

# 小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例(原案の概要)

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の規定に基づき、「小樽市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例」を制定します。

## ■ 条例制定の趣旨

### ○ 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入

平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）が公布され、マイナンバー制度の導入が決定されました。下記のスケジュールに従って、全国的に準備が進められています。

#### <主なスケジュール>

- ・平成27年10月 個人番号（マイナンバー）の全国民への付番及び通知
- ・平成28年1月 マイナンバーの利用開始、個人番号カードの希望者への交付開始
- ・平成29年7月 地方公共団体と他の行政機関等との間でマイナンバーを利用した情報のやりとりの開始（→マイナンバー制度の本格運用開始）

小樽市においても、上記のスケジュールに合わせ、マイナンバー制度導入の準備を進めています。

### ○ 条例制定の必要性

番号法は次の事項について、地方公共団体が定める条例に委任しています。

#### 1 地方公共団体のマイナンバーの利用（番号法第9条第2項）

地方公共団体の長その他の執行機関は、社会保障・税・災害対策に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して所有する特定個人情報ファイル（マイナンバーをその内容に含む個人情報ファイルをいう。以下同じ。）において、個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度でマイナンバーを利用することができる。

#### 2 地方公共団体内の他の執行機関への特定個人情報情報の提供（番号法第19条第9号）

地方公共団体の執行機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の執行機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報情報を提供することができる。

このため、以下の①～③の場合には、地方公共団体は番号法に基づく条例を定める必要があります。

- ① 番号法別表第一に掲げられていない事務において個人番号を利用する場合（独自利用）
- ② 同一機関内で特定個人情報の授受を行う場合（庁内連携）
- ③ 同一地方公共団体内の他機関への特定個人情報の提供（市と教育委員会など）

小樽市においては、このうち②と③に該当するため、条例の制定が必要となります。

#### ※「利用」と「提供」

個人番号（マイナンバー）を使って特定個人情報ファイルを検索、管理する場合のほか、同一機関内で特定個人情報の授受を行う場合（上記②の場合）もマイナンバーの「利用」に該当します。

一方、他の機関との間（市と教育委員会の間など）で特定個人情報の授受を行う場合は、特定個人情報の「提供」に該当します。同一地方公共団体内の他の機関との間で行う場合（上記③の場合）もこれに含まれます。

## ■ 条例案の概要

### 条例の趣旨

小樽市の実態に即して、条例の趣旨を定めます。番号法第9条第2項及び第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めることを目的とします。

#### ○番号法

##### （利用範囲）

##### 第9条

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第4号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

##### （特定個人情報の提供の制限）

第19条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

⑨ 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

## 定 義

条例における用語の定義を規定します。番号法の規定に即した定義とします。

## 市の責務

条例の制定に当たり市の責務を明示します。番号法第5条において、マイナンバー制度の導入に当たっての地方公共団体の責務が定められていることから、これを踏まえたものとします。

### ○番号法

#### (地方公共団体の責務)

**第5条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

## 個人番号の利用範囲

番号法第9条第2項に基づき、番号法に定められた個人番号利用事務の処理のための庁内連携を行う旨の規定を設けます。具体的には、番号法別表第二の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表第4欄に掲げる特定個人情報であって自ら保有するものを利用することができることとします。

例えば、国民健康保険の保険料の算定や児童手当の受給資格の審査のために市民税の情報を利用する場合などがこれに該当します。

## 特定個人情報の提供

番号法第19条第9号に基づき、市と市教育委員会との間で特定個人情報の提供を行うための規定を設けます。具体的には、生活保護法に基づく事務及び学校保健安全法に基づく事務の処理に関して情報提供ができるものについて、別表の形式で規定することとします。

## 附 則

個人番号の利用が開始される期日は、番号法附則第1条第4号に基づく政令によって定められているため、条例の施行期日を政令で定める日（平成28年1月1日）と同時に施行されるよう、附則において規定します。